公　告

諸　事　項

工場財団

岡山県久米郡久米南町上弓削1348番地１**パシフィコ・エナジー久米南合同会社**の岡山県久米郡久米南町上弓削1348番地１パシフィコ・エナジー久米南メガソーラー発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年３月４日

岡山地方法務局津山支局

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年３月４日

麹町税務署長　中山　吉明

届出した者　株式会社ハナ銀行
事務所等の名称　株式会社ハナ銀行
事務所等の所在地　東京都千代田区丸の内三丁目４番２号新日石ビルヂング
責任者の氏名　李　鍾　承
証明書の有効期限　平成31年８月29日

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年３月４日

麹町税務署長　中山　吉明

届出した者　エッジウッド・ワン・エル・エル・シー
事務所等の名称　エッジウッド・ワン・エル・エル・シー
事務所等の所在地　東京都千代田区丸の内二丁目４番１号
責任者の氏名　井出　清彦
証明書の有効期限　平成28年６月17日

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年３月４日

麹町税務署長　中山　吉明

届出した者　ハイドラ・ファンディング・コーポレーション
事務所等の名称　ハイドラ・ファンディング・コーポレーション
事務所等の所在地　東京都千代田区丸の内三丁目１番１号東京共同会計事務所内
責任者の氏名　内山隆太郎
証明書の有効期限　平成30年９月５日

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年３月４日

麻布税務署長　小亦　　斉

届出した者　アポーレ・ファンディング・カンパニー
事務所等の名称　アポーレ・ファンディング・カンパニー
事務所等の所在地　東京都港区赤坂五丁目２番20号
責任者の氏名　松澤　和浩
証明書の有効期限　平成32年２月５日

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年３月４日

京橋税務署長　九里　和男

届出した者　Datamonitor Limited
事務所等の名称　Datamonitor Limited
事務所等の所在地　東京都中央区銀座５―14―５光澤堂GINZAビル
責任者の氏名　前田　静吾
証明書の有効期限　平成28年４月３日

所得税法第214条の規定に該当しなくなった非居住者

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第２項による届出があったので、同法第214条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年３月４日

玉川税務署長　若林　　均

届出した者　金城　清志
事務所等の名称　金城　清志
事務所等の所在地　東京都世田谷区等々力１―14―８
責任者の氏名　金城　清志
証明書の有効期限　平成30年３月21日

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成28年３月４日　　経済産業大臣　林　　幹雄

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社阪神互助協会	兵庫県伊丹市高台２丁目74	互第5021号	平成28年１月31日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成28年３月４日　　近畿経済産業局長　関　総一郎

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成28年５月６日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記宛て提出してください。

なお平成28年５月６日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本　店　の　所　在　地	営業廃止年月日
株式会社阪神互助協会	兵庫県伊丹市高台２丁目74	平成28年１月31日

あて先　〒540―8535　大阪市中央区大手前１―５―44
近畿経済産業局産業部消費経済課
電話　06―6966―6027

様式

申　出　書

近畿経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１．債務者の名称及び住所
２．債権額
３．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。